

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税の収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、地方税の収滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

田原市長

## 公表日

令和7年11月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税その他地方税(以下「市税等」という。)を滞納している個人又は法人に対し、督促、催告及び滞納処分並びに滞納者に係る実態調査を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 (1)市税等に係る収滞納の管理 (2)市税等の滞納者に係る滞納処分
③システムの名称	個人住民税システム、法人市町村住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、住民税課税支援システム、国民健康保険システム(賦課)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納整理関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供の根拠) 提供しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 総務部 収納課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-7402
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	数人で確認を行うなど人為的ミスの発生リスクへの対応を行っている。(申請書や届出書に記載された本人情報の電算システムへの入力)	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な情報のみ閲覧等が可能となるようシステム権限が制限されている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 4 ② 法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項	<情報照会の根拠> ・照会しない	事後	
平成29年6月30日	I 5 ① 部署	総務部 収納推進課	総務部 収納課	事後	
平成29年6月30日	I 5 ② 部署	収納推進課長 福井 達弥	収納課長 青木 康広	事後	
平成29年6月30日	I 8 連絡先	田原市役所 総務部 収納推進課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30	田原市役所 総務部 収納課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30	事後	
平成29年6月30日	II 1 一つの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成29年6月30日	II 2 一つの時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、住民税課税支援システム、法人市町村民税システム、固定資産税システム	個人住民税システム、法人市町村民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム	事前	システムの更新に係る再実施による
令和7年11月26日	I-3法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	番号法改正
令和7年11月26日	I-4②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法改正
令和7年11月26日	8人手を介在させる作業	項目なし	十分である 数人で確認を行うなど人為的ミスの発生リスクへの対応を行っている。 (申請書や届出書に記載された本人情報の電算システムへの入力)	事後	評価書の様式変更による
令和7年11月26日	11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である 担当業務に必要な情報のみ閲覧等が可能となるようシステム権限が制限されている。	事後	評価書の様式変更による